

支部代表各位

茨剣連居合 第 8 号

令和5年4月13日

茨城県剣道連盟居合道部

部 長 平野 政弘

[公 印 省 略]

茨城県剣道連盟居合道部の称号審査申請について(通知)

標記のことについて、茨城県剣道連盟に合わせ運用しますので、居合道部の各支部に通知いたします。

記

1 運用のもとになる通知：令和5年4月8日 茨剣連事務担当者会議

称号受審に伴う受審要件について

(詳細資料:別紙添付)

『要点』

- 錬士受講回数1回
- 教士受講回数2回
- 受講する期間は、受審前の2年間とする。

2 居合道部の運用について

1) 受講が必要な講習会

居合道部の場合以下の講習会が該当する。		教士	錬士
全剣連主催	中央・地区講習会	○	
茨剣連主催	伝達講習会	○	○
居合道部主催	審判講習会、五段以上講習会		

2) 受講の回数 教士:2回 (1回は、全剣連主催の中央・地区講習会の参加が必要)
錬士:1回

3) 受講する期間は、受審前の2年間とする。

3 施行日：令和5年4月14日申請分より

以上